



こざがわちょう

第121号

平成27年 4月 6日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



卒園式（三尾川保育所）

平成27年3月 定例会（2月25日～3月10日）

新年度予算・質疑応答	2～4ページ
平成26年度補正予算、条例改正	5～6ページ
一般質問に2議員	7～9ページ
議会日誌、編集委員会より	10ページ

27年度当初予算・条例改正などを審議

3月定例会は、2月25日から3月10日までの14日間開催し、執行部より27年度当初予算8件、26年度補正予算11件、条例関係29件、その他2件、計50件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。今定例会は、27年度当初予算を主として審議をおこないました。主な議案について要約して掲載しています。



ALT（英語指導助手）との学習（明神中学校）

施政方針に 対する質疑

問
今年の施政方針の目

玉は英語教育に力を入れるということだが、就学前、就学後どのような時間帯を使っておこなうのか。

答

就学前については保育所で、保育所に来ない子ども達は子育て支援センターを使いながらやっていきたい。これは100%町長サイドの時間帯なので、全部使える。学童保育は、町長権限の時間帯なので充分使える。

問
中学校については放課後、全部中学校に縛られているわけではないので、学校が終ればフリーになる、その時間帯を使っていきたい。

答
定住促進については以前から取り組んでいるが、成果が上がっていない。もっと本腰をいれて取り組む必要があると思うが。

平成27年度当初予算
保・小・中一貫教育の推進に着手
地域おこし協力隊や公営住宅改修など
27億5321万円を可決

答

古座川の大水害、南海トラフ大地震の津波被害区域の発表とで、太平洋側のI・Uターナーの入り込みが打撃を受けた。

問
今年からは「地域おこし協力隊」を採用し、その中で起業する若者を定住させたいと考えている。

答
林業を産業としてと



完成した保健福祉センター

答
例えば、森林の撫育・育成、林家・林業従事者の育成が必要だと思いが。

答
木材を使うことが林業従事者の育成や、森林の撫育・育成につながると思っている。町の建物については、できる限り古座川町産材を使うということで取り組んでいる。

当初予算に
対する質疑

歳出

総務費

問

庁舎警備の業務を町内在住者に委託することはできないか。

答

セキユリテイーの関係もあるのですが、専門業者への委託を考えている。

民生費

問

福祉車両の購入に対する補助金について、どのような方が対象者に考えているのか。

答

細かい要綱については現在担当に作らせている。

問

学童保育は、町内全体的に子どもが利用できる体制作りが必要ではないか。

答
明神、三尾川について要望があるのは聞いているが、仕組みやスタッフの問題など難しい問題だ。

農林水産業費

問

地域おこし協力隊事業は何年続くのか。

答

この事業は5年ほど前からあり、任期は3年で全国に1000人

ほどこいる。
総務省も力を入れており、当分の間は継続と予想している。

問

食肉加工処理施設へ鹿、猪を運んでくるとき、観光施設であるぼたん荘の表玄関を通るが、シート等をかけてくるのか。

答

シートをきちんとかぶせて搬送してもらおうようにお願いをしている。

商工費

問

今年は和歌山県で国民体育大会がおこなわれる。

答

そのデモンストレーション競技として古座川町でもウォーキングがおこなわれるが、ルートがきちんと整備されているのか。

問

ハイキングルートは大塔山、国王山、峯の山、嶽の森、奥番がある。

答

国体のデモンストレーションとしておこなわれる大塔山ウォーキングについては、官行造林のところは少し傷んでいるので改修整備する。

土木費

問

土砂災害防止指定地域の指定作業は、どの程度進んでいるのか。

答

指定地域に家を建築する場合は、擁護壁を作らなければならないが



擁護壁（高池）

教育費

問

中央公民館の外壁が膨らんでいるところがある。以前落下したこともあり、修繕が必要だと思いが、予算化されていないのはなぜか。

答

業者に見ていただいたところ、約1000万円ほどかかること、財政当局の方へは要望しているが、ここ2年ほど落ちた形跡がなく、今年度当初予算では切られてしまった。

指定地域に家を建築する場合は、擁護壁を作らなければならないが

平成27年度予算歳出の主なもの

平成27年度予算歳出の主なもの		
総務費		
一般管理費	庁舎常駐警備業務委託料（宿直業務を委託する）	576万円
	庁舎改修設計業務委託料（エレベーターの設置等）	4,200万円
財産管理費	トイレ改修工事（西川生活改善センター）	492万円
	バス車庫新設工事（滝の拝）	1,420万円
地籍調査費	測量委託料（添野川、高池、南平）	8,420万円
民生費		
障害者福祉費	障害者自立支援費	9,344万円
	福祉車両購入費等助成事業補助金（車いすで乗れる軽自動車）	10万円
老人福祉費	福祉車両購入費等助成事業補助金（車いすで乗れる軽自動車）	10万円
	配食サービス事業委託料（13,200食）	594万円
	ささゆり改修工事（スプリンクラー等消防設備）	1,836万円
児童福祉総務費	学童保育所委託料	341万円
保健衛生費		
保健衛生総務費	臨時雇賃金（内110万円は和歌山県立医科大学との連携で認知症と難病調査2名55日分）	248万円
予防費	予防接種委託料（インフルエンザ、肺炎球菌、ヒブワクチン等）	731万円
	脳ドッグ受診補助	36万円
環境衛生費	合併浄化槽設置費補助金	1,021万円
健康増進費	特定健診、各種がん検診他	534万円
農林水産業費		
山村振興対策事業費	有害駆除（サル100頭、イノシシ100頭、シカ800頭等）	1,588万円
	地域おこし協力隊事業委託料（食肉加工施設へ2名）	246万円
林業振興費	古座川町木造住宅等推進事業補助金	550万円
土木費		
土木総務費	砂防・急傾斜事業負担金（添野川、平井）	285万円
道路維持費	備品購入費（道路パトロール車を購入する）	340万円
道路改良費	工事請負費（山申線、大柳高瀬線改良工事他）	4,900万円
住宅管理費	公営住宅改修工事（明神穴谷団地の屋根の改修）	2,450万円
消防費		
災害対策費	避難施設整備工事（直見）	2,000万円
教育費		
事務局費	学校給食地産地消推進事業補助金	50万円

平成26年度補正予算

問 旧七川中学校の校舎は、2棟とも解体する
のか。
1棟はいま使用している方がいるが、解体する事を知らせているのか。
また、進入路は、どの用地を購入するのか。
2棟とも解体撤去する計画である。
使用している方には2月に入ってから電話で計画を知らせている。
進入路は、体育館の正面である。

問 川口簡易水道の地元負担金316万6000円は、工事費総額の何%になるのか。

答 総事業費の3%を負担金として川口地区の人口率を掛けた負担額である。

問 総合戦略策定調査業務委託料は、どこかの会社に委託するのか。
住民の意見をどのように取り入れるのか。

答 外部委託をするが住民意識調査、地域の特性や情報を収集し、第三者委員会を立ち上げて検討していく。

問 商品券が使えるのは町内商店限定となるのか。

答 子育て支援の取り組みで町内の商店を優先して、商品券を使用していた。



一般会計補正予算（第9号） 歳出の主なもの

総務費		
財産管理費	旧七川中学校体育館・校舎解体及び新築設計業務委託料	1,500万円
	トイレ改修工事（明神、三尾川生活改善センター）	700万円
	旧七川中学校進入路用地購入費	101万円
土木費		
道路維持費	道路維持補修費（下露小川線法面工事）	1,900万円

一般会計補正予算（第10号） 地方創生の緊急対策によるもの等

総務費		
財産管理費	トイレ改修工事（高池複合センター）	508万円
企画調査費	古座川町総合戦略政策調査業務委託料	735万円
民生費		
児童福祉総務費	子育て世代支援補助金（25,000円×310名の商品券）	775万円
農林水産業費		
山村振興対策事業費	鳥獣食肉処理加工施設管理業務委託料	200万円
林業振興費	作業道開設補助金（森林組合の開設する作業道への補助金）	200万円
商工費		
観光費	ハイキングルート維持管理業務委託料	280万円
	観光パンフレット作成業務委託料（英語バージョンも含む）	500万円
	古座川観光振興地域づくり事業	210万円
消防費		
災害対策費	自主防災活動支援事業補助金	480万円
教育費		
教育奨学金貸与基金費	教育奨学金貸与基金繰出金	600万円
社会教育総務費	民話冊子製作業務委託料	300万円

条例の一部改正

○古座川町国民健康保険税率例

区分	現行税率	改定税率
所得割	7.80%	8.70%
資産割	62.50%	62.50%
均等割	26,400円	28,500円
平等割	30,200円	39,000円

平成30年4月の国保の都道府県化で保険料の大幅な引き上げが予測されることから、急激な保険料の引き上げにならないよう4年計画で改定するもの。
40歳以下の方や、軽減税率を受けておられる方など、数字が違う場合もある。

○職員給与に関する条例
宿直業務の警備委託による宿直手当の廃止をおこなうもの。

○古座川町保育所設置条例

○古座川町へき地保育所設置条例

保育所への入所は、これまで「保育に欠ける児童」であったが、子供・子育て支援法の規定で「保育を必要とする児童」と改める。保育料の額は、これまでと変わらないが、児童の保育を必要とする認定手続きが必要となり、入所手続き等については保護者の申請となる。



○古座川町子ども子育て会議条例
事務局を、住民福祉課から教育委員会に移す。

○古座川町介護保険条例

介護保険料の改定で今までの7段階を9段階にするもの。



段階	区分	年額
1	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下。	27,000円
2	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万円超120万円以下。	45,000円
3	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が120万円超。	45,000円
4	本人が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下。	54,000円
5	本人が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万円超。	60,000円
6	本人が住民税課税で、本人の基準所得金額が120万円未満。	72,000円
7	本人が住民税課税で、本人の基準所得金額が120万円以上190万円未満。	78,000円
8	本人が住民税課税で、本人の基準所得金額が190万円以上290万円未満。	90,000円
9	本人が住民税課税で、本人の基準所得金額が290万円以上。	102,000円

一般質問

みんなの願いを町政に

2議員の質問事項は、次のとおりです

矢本 和久 議員（8ページ）

- ・学校における子供の安全確保について
- ・学校教育について
- ・地方創生について

日下 博規 議員（9ページ）

- ・補助金のあり方について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をたず、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限が無い、という方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

学習活動における

子どもの安全確保を図れ

矢本 和久



が青少年センターや串本町教育委員会などから入った場合には、速やかに各小中学校に連絡をし、注意喚起をおこなっている。

教員への英語力指導は

学習活動をおこなう学校で、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要がある。

県内や川崎市などで児童・生徒が被害を受ける事件が発生しているが、通学路を含め安全対策は、

教育長

学校によって若干の違いはあるが、高池小学校では、登下校時に、保護者、教職員、民生委員、婦人会のご協力で見守りなどを実施している。

串本警察も随時パトカー巡回による見守りを実施し、不審者情報

が青少年センターや串本町教育委員会などから入った場合には、速やかに各小中学校に連絡をし、注意喚起をおこなっている。

教育次長

平成4年に始まり、14年まで11回実施した。終了した理由は、東アジア中心に集団発生した新型肺炎「重症急性呼吸器症候群・サーズ」と、町の財政も厳しい状況になり苦渋の決断をし、廃止に至った。

この事業は、古座川町社会教育の歴史に一つの時代を刻み、延べ300人以上の児童が参加し、学社連携・協働事業として大きな効果が上がった事業であった。

古座川町教育委員会として、この県教委のプロジェクトがスムーズに

も達は、シンガポールに足を運び、外国を肌で感じ、文化の違った多民族国家の国で様々な出会いがあり、子ども達は、視野を国外に広げることができ、研修期間中の多くの体験や活動は、将来に向かっての成長の糧となり、人間形成の新しい出発点となったと思う。

腰を据えて地方創生に取り組み

地方創生の主役は地方であり、取り組みについて聞きたい。

町長

交付金事業が2種類あり、地域消費喚起・生活支援型交付金事業では、子育て世帯支援政策として、町内で使用できる2万5000円の商品券310名分などを予算化している。地方創生先行型事業は5力年計画で、初年度は自主防災事業や有害鳥獣捕獲従事者確保事業の補助金、古座川

観光振興地域づくり事業などを予算化している。

質問

地方創生は、単発の取り組みではなく腰を据えて戦略的に取り組む必要がある。

新政策を着実に実行しつつ、財政の健全化をおこなっていくためには、国や県の経済対策などを有効に活用した予算編成を今後もおこなっていく必要がある。

将来的にも財政の健全性は確保されているのか。

財政課長

昭和の町村大合併に

より古座川町が発足し、初代の宮石町長から歴代町長において、健全財政の保持に努力をされてきた。

今後の財政運営については赤字再建団体への回避はもとより、より一層工夫を凝らし、町財政力の強靱化を図り、将来に向けた町施策のさらなる実施が必要不可欠であり、国、県の動向に注意しながら健全で安定した町財政の構築及び運営、継続を図っていた、だけるものと思っっている。(この文章は本人がまとめたものです)



ALTによる英語指導

補助金の交付は

公平におこなえ

日下 博規



古座川町の水道施設には5種類ある。

高池地区の方がたが加入している上水道。

2つ目は完成する川口を入れて6カ所ある簡易水道。

3つ目が人口50人から100人未満の方がたが対象となる飲料水供給施設。ここまです水道法に定める水道施設である。

4つ目は林業構造改善事業等の補助事業で建設した簡易給水施設。

5つ目はこれらの補助事業を使わずに自分たちの力で建設した簡易給水施設。

簡易水道と簡易給水

施設との間には以前から補助額に大きな差があり、これについては理解しがたく、議員になって以来、この差をなくすよう何度も訴えてきた。

簡易水道は町が管理し、修繕等についても当然全額町の負担でおこなっている。

一方、簡易給水施設については、地元が管理し、修繕等についても補助金は出るものも自分たちの力でやらなければならぬ。

高齡化の中、地元で管理できない地域も出てきている。

日常の管理運営や、修繕も町でおこなえないか。

町長

地元管理施設の老朽化、高齡化による日常の管理が懸念されているが、修繕・改修の要

望があれば採択基準に照らし合わせ実施している。

各工種の新設については工事費の90%。通常の修繕については80%の補助をおこなっている。

質問

町の住民は皆同じはずなのに、簡易水道の維持管理は全て町がやってくれるし、一般会計からの繰り入れもある。

一方、簡易給水施設で暮らす住民は日常の維持管理は自分たちでおこなわなければならず、修繕についても多額の地元負担を強いられる。

タンク掃除もできなくなってきたり、ところも出てきており、どう考えても不公平ではないか。せめて修繕等の地元

負担金を、今の半分にすることはできないか。

産業振興課長

緊急の場合は総務課や建設課の職員が対応している。

補助額についても広げてきており、精一杯努力しているところだ。



補助の判断基準が間違っている

長追集会所が平成23年の洪水で床上浸水の大きな被害を受けたと

き、その修繕に町からの助成が受けられなかったと聞いた。

質問

補助対象とすべき判断基準が間違っている。区が建設したかどうかではなく、地区の方がたが共同で使用しているかを判断基準にすべきだ。

町長

地区住民が使っているといっても、お寺やお宮さんの社務所であったりすると、一概に地元が使っている集会所を補助の対象とすることはできない。

(この文章は本人がまとめたものです)



長追集会所

議会日誌

- 9日 議会便り編集委員会
- 5日 北方領土返還要求和歌山県民大会（田辺市）
- 16日 東牟婁郡町村議会議長会臨時総会（那智勝浦町）
- 23日 和歌山県町村議会議長会臨時総会（和歌山市）
- 9日 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会（和歌山市）
- 18日 議会運営委員会
- 24日 串本町古座川町衛生施設事務組合定例会（串本町）
- 5日 紀南環境広域施設組合議会（田辺市）
- 19日 議会改革特別委員会（新宮市）
- 26日 議会便り編集委員会
- 2日 総務常任委員会
- 3日 産業建設常任委員会
- 16日 議会便り編集委員会
- 20日 議会便り編集委員会
- 26日 議会便り編集委員会
- 30日 議会便り編集委員会
- 4日 消防団出初式
- 5日 公設市場初市（新宮市）
- 6日 議会便り編集委員会
- 23日 第1回臨時会
- 3日 産業建設常任委員会
- 12・13日 地区懇談会（三尾川）
- 12日 和歌山県正副議長事務局長研修会（みなべ町）
- 20日 広域圏事務組合議会定例会（新宮市）
- 26日 議会改革特別委員会
- 2日 総務常任委員会
- 3日 産業建設常任委員会
- 16日 議会便り編集委員会
- 20日 議会便り編集委員会
- 26日 議会便り編集委員会
- 30日 議会便り編集委員会
- 25日 議会便り編集委員会
- 13日 議会便り編集委員会
- 20日 和歌山県町村議会議長会理事会
- 9日 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会（和歌山市）
- 18日 議会運営委員会
- 24日 串本町古座川町衛生施設事務組合定例会（串本町）
- 2月25日～3月10日 第1回定例会（串本町）
- 26日 議会改革特別委員会
- 2日 総務常任委員会
- 3日 産業建設常任委員会
- 16日 議会便り編集委員会
- 20日 議会便り編集委員会
- 26日 議会便り編集委員会
- 30日 議会便り編集委員会

議会を傍聴してみませんか？

議会は公開されていますので、個人でも団体でも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、町長の考えを直接見聞きすることができまますので、お気軽にお越しください。3月定例会では、延14人の方が傍聴しました。傍聴の手続きは簡単で、受付簿に住所、氏名を記入していただくだけです。議会開催の期日については、議会事務局までお問い合わせください。なお、傍聴席には限りがありますので、団体でお越しの際は事前にご連絡ください。

(電話 72-3410)



議会傍聴席



傍聴席から見た議場



編集委員会より

（愛でる（めでる））
この原稿を書いていく3月中旬ごろ、早桜は満開、ほかの桜はようやく色づき始めています。さて、この3月定例会は、川口地区に建設された福祉センターに、住民福祉課の一部移転などを含めた役場組織の機構改革のため、昨年より10日早く開会されました。

3月定例会は、新年度の予算を審議する議会であり、また今年、地方創生予算審議の定例会となりました。

地方創生は、単発の取り組みではなく、腰を据えて戦略的に取り組む必要があります。その為には基礎となる財政の健全性の確保が重要であります。

新政策を着実に実行しつつ、財政の健全化をおこなっていくために、今後も財政運営について、チェックしてまいります。

(矢本和久)